



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 16 日（水曜日）号外 第 37 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………（総務課） 1		○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（税務課） 2
		○宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例……………（ " ） 3
		○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例……………（水産政策課） 3

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県住宅供給公社が解散したことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用することとしました。

◎ 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 改正の理由及び主な内容
森林環境税の適用期間を 5 年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 改正の理由及び主な内容
漁業法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 2 年 12 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第41号

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
（宮崎県情報公開条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県情報公開条例（平成 11 年 宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮崎県道路公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 [略]</p>

(宮崎県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社（以下この節において「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び宮崎県道路公社（以下この節において「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第6条に規定する同意基本計画（第5条において「同意基本計画」という。）に定められた促進区域（第5条において「促進区域」という。）内において、同法第17条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設（第5条において「牽引事業対象施設」という。）を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（第5条において「承認牽引事業者」という。）</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第6条に規定する同意基本計画（第5条において「同意基本計画」という。）に定められた促進区域（第5条において「促進区域」という。）内において、同法第18条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設（第5条において「牽引事業対象施設」という。）を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（第5条において「承認牽引事業者」という。）</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和2年10月1日から適用する。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例

宮崎県森林環境税条例（平成18年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成18年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第4条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別採捕許可者 うなぎ稚魚の採捕について、<u>宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号）第33条第1項又は宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第45条第1項</u>に規定する知事の許可（以下「採捕許可」という。）を受けた者をいう。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) この条例、漁業法（昭和24年法律第 267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第 313号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第 103号）、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第 228号）、<u>宮崎県内水面漁業調整規則若しくは宮崎県漁業調整規則の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別採捕許可者 うなぎ稚魚の採捕について、<u>宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第48条第1項</u>に規定する知事の許可（以下「採捕許可」という。）を受けた者をいう。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) この条例、漁業法（昭和24年法律第 267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第 313号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第 103号）、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第 228号）若しくは宮崎県漁業調整規則の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第29条の規定により宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第48条第1項の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を受けたものとみなされる者に対するこの条例による改正後のうなぎ稚魚の取扱いに関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。